

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効き日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
レソト	食糧援助に関する日本国政府と レソト王国政府との間の交換公 文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	260,000千円 -----	2018.2.7 ツセルで (同日)	日本側 川口周一郎在レソ ト公使参事官 レソト側 ハレボノエ・セ ツァビ外務・国際関係副 大臣	2018.2.21 47号
レソト	中等学校整備計画のための贈与 に関する日本国政府とレソト王 国政府との間の交換公文	中等学校整備計画を実施するために必要な生産物及び 役務の購入	1,864,000千円 2024.3.31まで	2018.10.30 ツセルで (同日)	日本側 川口周一郎在レソ ト公使参事官 レソト側 レセホ・ツボチイ 外務・国際関係大臣	2018.11.26 356号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。